

# 平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府省庁名	金融庁総務企画局政策課
対象税目	<input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税                    その他（        ）		
要望項目名	少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善		
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）                      現行NISAは、年間120万円（平成27年までは100万円）までの上場株式等への新規投資について、その譲渡所得及び配当所得が最長5年間非課税となる措置である（平成26年1月より導入）。                      NISAの導入により、個人投資家のすそ野を拡大し、家計の安定的な資産形成の支援と、経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることが期待されている。</p> <p>・ 特例措置の内容                      NISAの更なる普及のため、資産形成が必要な世代の利用を促進する観点から、以下の項目について措置を講ずること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「積立NISA」の創設（現行NISAと選択制）                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年間投資上限額：60万円、非課税期間：20年間                                 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 長期・分散投資のメリットを十分得られるよう、現行NISAよりも年間投資上限額を小さくする一方、非課税期間をより長期とする</li> </ul> </li> <li>・ 長期・分散投資に適した一定の投資商品に限定</li> <li>・ 定期・定額での投資（積立投資）に限定</li> <li>・ 恒久措置として導入</li> </ul> </li> <li>○ 非課税期間（現行：5年間）終了時の対応</li> <li>○ 投資可能期間（現行：平成35年まで）の恒久化</li> </ul>		
関係条文	[ 地方税法附則第35条の3の2、地方税法施行令附則第18条の6の2、租税特別措置法第37条の14、租税特別措置法施行令第25条の13 ]		
減収 見込額	[初年度]    ▲982        (    -    ) [改正増減収額]    ▲6,666	[平年度]    ▲38,298        (    -    ) (単位：百万円)	
	ページ	5—1	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 N I S Aの更なる普及を図るため、資産形成が必要な世代の利用を促進する観点から、少額からの積立・分散投資の促進のための同制度の改善を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 (積立N I S Aの創設) 現行N I S Aは、個人投資家の裾野を拡大し、家計の安定的な資産形成の支援と、経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることを目的として平成26年1月より導入された制度である。 現行N I S Aについては、平成28年3月末時点で、1,000万件を超える口座開設があり、総買付額は7.8兆円にのぼるなど、国民の高い関心が寄せられている。 一方、現行N I S Aの口座開設者のうち、20歳代～50歳代の現役世代の占める割合が半数未満にとどまっているほか、口座を開設しても一度も買付けを行っていない口座が過半数を占めているなど、現役世代への普及・定着と、口座稼働率の向上が課題となっている。さらに、積立による現行N I S Aの利用は、総口座数の1割以下にとどまっており、これらの背景には、少額から積立で投資できることが十分浸透していないことがあると考えられる。 こうした観点から、少額からの積立・分散投資の促進を図るため、上記の措置を要望するものである。</p> <p>(非課税期間終了時の対応) 非課税期間終了時の金融機関における事務負担を軽減させる等の観点から要望するものである。</p> <p>(投資可能期間の恒久化) 長期の家計における安定的な資産形成を可能とする観点から要望するものである。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>なし</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>「日本再興戦略」2016（平成28年6月2日 閣議決定）・抄</p> <p>第一 総論</p> <p>Ⅱ 2.（3）イ）活力ある金融・資本市場の実現を通じた成長資金の円滑な供給 より良い資金の流れを実現し、国民の安定的な資産形成につながるポートフォリオ・リバランスを促進するため、家計に関する取組として、<u>NISA・ジュニアNISAの更なる普及と制度の発展や金融・投資教育の強化を図るとともに、金融機関に対しては、顧客（家計）の利益を第一に考えた行動がとられるよう、また、利益相反の適切な管理や運用高度化等を通じ真に顧客・受益者の利益にかなう業務運営がなされるよう、フィデューシャリー・デューティーの徹底を図る。</u></p> <p>第二 具体的施策</p> <p>Ⅱ 2－2.（1）i）成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の整備等 ・・・<u>家計に対しては、少額からの長期・分散・積立投資による安定的な資産形成を広く促すべく、NISA・ジュニアNISAの更なる普及と制度の発展を図るとともに、こうした資産形成に有用な投資に関する金融・投資教育を強化する。</u></p> <p>① 家計のポートフォリオ・リバランスを促す環境整備・投資教育 ・家計におけるより安定的な資産形成の実現には、少額からの積立を利用した長期・分散による投資手法が有効であることを踏まえ、<u>こうした積立の手法による資産形成を促進する観点から、NISA及びジュニアNISAの更なる普及と制度の発展を目指す。</u></p>
	政策の達成目標	個人投資家に対して、積立・分散投資を促進することで、家計の中長期的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
	政策目標の達成状況	平成28年3月末時点で、現行NISAの口座開設数は1,012万809口座となっている。また、総買付額は、7兆7,554億708万円となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	4,944万人（2015年度 個人株主数の延べ人数） （出典）東京証券取引所等「2015年度株式分布状況調査」
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	要望の措置は、少額からの積立・分散投資を促し、個人投資家の金融資本市場への参加拡大及び長期分散投資による資産形成の促進に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、個人投資家の金融資本市場への参加拡大、国民の自助努力による資産形成に資する制度とするものであり、妥当である。
ページ	5—3	

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 28 年 3 月末時点で、現行 N I S A の口座開設数は 1,012 万 809 口座となっている。また、総買付額は、7 兆 7,554 億 708 万円となっている。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成 28 年 3 月末時点で、現行 N I S A の口座開設数は 1,012 万 809 口座となっている。また、総買付額は、7 兆 7,554 億 708 万円となっている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>個人投資家に対して、金融資本市場への適切な投資機会を提供し、家計の中長期的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>上記のとおり、平成 28 年 3 月末時点で、現行 N I S A の口座開設数は 1,012 万 809 口座、また、総買付額は、7 兆 7,554 億 708 万円となっており、着実に普及・定着が進んでいる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 21 年度改正 N I S A の創設</li> <li>・平成 22 年度改正 N I S A の法制化</li> <li>・平成 23 年度改正 N I S A の利便性の向上・事務手続の簡素化</li> <li>・平成 24 年度改正 N I S A の利便性の向上・事務手続の簡素化</li> <li>・平成 25 年度改正 N I S A の恒久化等</li> <li>・平成 26 年度改正 N I S A の利便性向上</li> <li>・平成 27 年度改正 ジュニア N I S A の創設等</li> <li>・平成 28 年度改正 N I S A の利便性向上</li> </ul>
<p>ページ</p>	<p>5—4</p>